

# 社会資本整備審議会道路分科会 九州地方小委員会運営規則

## (趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」（令和2年3月1日道路分科会長決定）に基づいて設置する小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

## (小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長（以下「分科会長」という。）の求めに応じ、以下の調査を行う。

- 2 計画段階評価、事業採択時評価の審議対象事業に関し、九州地方整備局（以下「整備局」という。）が作成した対応方針（案）について報告を受けること。
- 3 地方の道路事業の効率的な実施に関し、整備局からの報告を受けること。
- 4 整備局から受けた報告に対し意見がある場合には、調査結果を分科会長に報告すること。

## (会議の成立条件)

第3条 会議は委員の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

## (合同の会議の開催)

第4条 案件に応じて、他の地方の小委員会と合同の会議を開催することができる。

- 2 合同の会議は、各地方の小委員会の委員等を合わせた委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 合同の会議の委員長は、各地方の小委員会のいずれかの委員長が行う。

## (小委員会の庶務)

第5条 小委員会の庶務は、整備局道路部路政課において処理する。

## (雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、小委員会の議事の手続きその他運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

## 附 則

この規則は、令和2年7月15日から施行する。